北海道告示第10215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和５年(2023年)２月17日

北海道知事　鈴木　直道

１　資格及び調達をする役務等の種類

令和４年度において道が締結しようとする（１）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（２）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（３）に定めるものとする。

（１）契約

令和５年(2023 年)２月 17 日に一般競争入札の公告を行う会議録検索システムデータベース作成業務契約

（２）資格

会議録検索システムデータベース作成業務一般競争入札参加資格（以下「資格」という。）

（３）役務等の種類

会議録検索システムデータベース作成業務

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）㈱キューズクリエイティブ社の会議録検索システムソフトウェア「VOICES」に係るサポート代理店であること。

（９）作成したデータベースに不具合があった場合は、迅速に対応できる体制が整備されていること。

(10) 資格審査の申請をする日の直前２営業年度において、「VOICES」専用形態のデータに加工し、データベースを作成する業務の委託を受け、適切に事業を完了した実績があること。

(11) 令和５年北海道告示第46号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、２の（10）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

４　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、令和５年(2023 年)２月 17 日（金）から３月３日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

（２）申請書類の入手方法

申請書類は「会議録検索システムデータベース作成業務に関する一般競争入札参加資格審査申請提出書類一覧表」に記載のものを提出すること。

なお、当該一覧表及び様式を定めている申請書類等については、（３）で定める申請書類等の提出先で交付又は議会ホームページ（https://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/kokuji/kokuji.html）からダウンロードして入手する。

（３）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

５　資格審査の再申請

（１）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（１）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（２）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

８　資格に関する事務を担当する組織
（１）名称　　北海道議会事務局政策調査課
（２）所在地　　郵便番号　060-0002　札幌市中央区北２条西６丁目
（３）電話番号　（直通）011-204-5691